

表 全国の温室効果ガス排出量との比較（2018（H30）年度・2019（R1）年度）

区 分	2018(H30)年度（速報値）		2019(R1)年度（推計値）	
	北海道	全国	北海道	全国
温室効果ガス排出量(万t-CO <sub>2</sub> )	6,993	124,700	6,734	121,200
一人当たり(t-CO <sub>2</sub> /人)	13.2	9.9	12.8	9.6

(2) 二酸化炭素排出量

【2018（平成30）年度（速報値）】

- ・2018（H30）年度の二酸化炭素排出量は6,066万t-CO<sub>2</sub>となっており、第2次計画の基準年（1990（H2）年度）と比べ3.8%減少、第3次計画の基準年（2013（H25）年度）と比べ7.4%減少、前年度（2017（H29）年度）と比べ1.4%減少しています。
- ・産業部門からの排出量が最も多く、次に家庭部門、運輸部門、業務その他部門となっており、この4部門で全体の約90%を占めています。
- ・各部門の排出量の推移を見ると、近年は各部門とも概ね横ばいとなっています。
- ・全国と比較すると、家庭部門、運輸部門の割合が高い一方、業務その他部門の割合が低くなっています。

【2019（令和元）年度（推計値）】

- ・2019（R1）年度の二酸化炭素排出量は5,797万t-CO<sub>2</sub>となる見込みです。
- ・第2次計画の基準年（1990（H2）年度）と比べ8.1%減少、第3次計画の基準年（2013（H25）年度）と比べ11.5%減少、前年度（2018（H30）年度）と比べ4.4%減少しています。

表 北海道の2018（H30）年度及び2019（R1）年度の二酸化炭素排出量（単位：万 t-CO<sub>2</sub>）

部 門	1990(H2)年度 (旧 基準年)		2013(H25)年度 (新 基準年)		2017(H29)年度		2018(H30)年度 (速報値)		2019(R1)年度 (推計値)		伸び率 (2018(H30)年度)		
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	1990年度比	2013年度比	2017年度比
産業	2,679	42.5%	2,070	31.6%	1,907	31.0%	1,873	30.9%	1,713	29.6%	▲ 30.1%	▲ 9.5%	▲ 1.8%
業務その他	665	10.5%	1,010	15.4%	874	14.2%	859	14.1%	770	13.3%	29.2%	▲ 15.0%	▲ 1.8%
家庭	1,251	19.8%	1,519	23.2%	1,421	23.1%	1,390	22.9%	1,399	24.1%	11.1%	▲ 8.5%	▲ 2.2%
運輸	1,177	18.7%	1,260	19.2%	1,280	20.8%	1,275	21.0%	1,267	21.9%	8.3%	1.2%	▲ 0.4%
エネルギー転換	200	3.2%	350	5.3%	309	5.0%	307	5.1%	283	4.9%	53.8%	▲ 12.3%	▲ 0.8%
工業プロセス	284	4.5%	294	4.5%	301	4.9%	304	5.0%	307	5.3%	7.0%	3.4%	1.0%
廃棄物	49	0.8%	47	0.7%	57	0.9%	58	1.0%	58	1.0%	18.0%	22.8%	2.4%
合 計	6,305	100.0%	6,551	100.0%	6,149	100.0%	6,066	100.0%	5,797	100.0%	▲ 3.8%	▲ 7.4%	▲ 1.4%

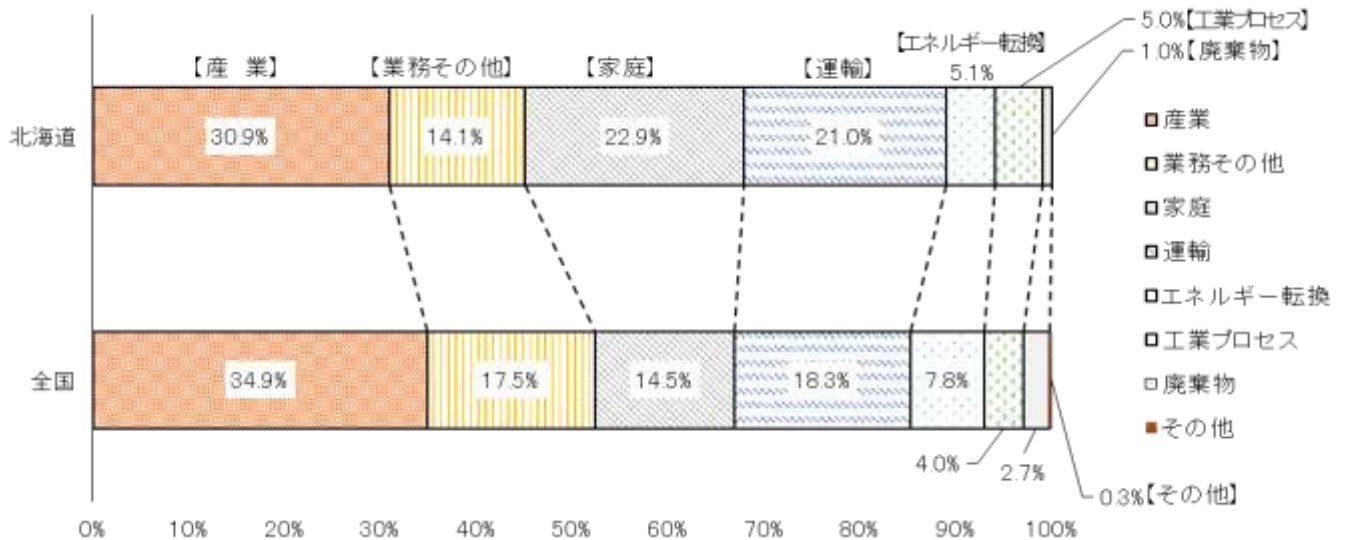


図 北海道と全国の二酸化炭素排出量の構成比（2018（H30）年度）

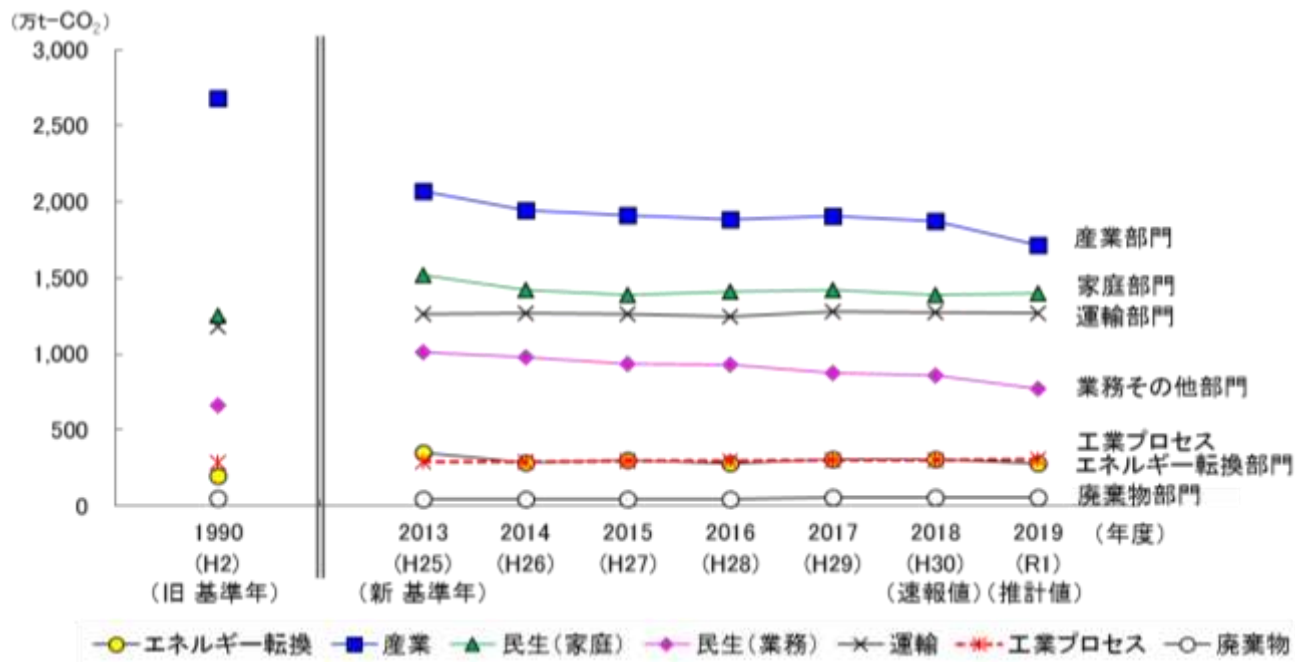


図 北海道の部門別二酸化炭素排出量の推移

## これまでの道の取組

### 1 北海道地球温暖化防止計画（第1次計画）

「北海道地球温暖化防止計画」は、「北海道環境基本計画」の個別計画として、道における温室効果ガス排出量の実態、将来予測（2010年度）を推計した上で、「2010年度における本道の温室効果ガス排出量を、1990年度の排出量に比べて9.2%削減する」との具体的な数値目標を掲げ、この目標を達成するために5つの重点施策に取り組み、地球温暖化対策を推進してきました。

**表 北海道地球温暖化防止計画の概要**

策定年月	2000年6月
目標年次	2010年度
主な目標値	2010年度における本道の温室効果ガス排出量を、削減シナリオに基づく削減や森林の吸収により1990年度の排出量に比べて9.2%削減する。
対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等（HFC、PFC、SF <sub>6</sub> ）
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 省エネルギー・新エネルギー対策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、省エネルギーの取組や新エネルギーの開発・導入の取組を総合的に推進する。</li> </ul> </li> <li>○ 廃棄物対策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1999年度に策定した「ごみゼロ・プログラム北海道」に基づき、総合的な廃棄物、リサイクル対策を推進する。</li> </ul> </li> <li>○ 住宅やビルなど建築物の高断熱・高气密化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も高断熱・高气密化に関する調査研究やその普及を積極的に推進する。</li> </ul> </li> <li>○ 森林等による二酸化炭素吸収固定源対策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道森林づくり条例」に基づき、森林の保全や整備などを総合的に推進する。</li> </ul> </li> <li>○ 北海道地球温暖化防止活動推進センターを通じた普及啓発・活動支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道地球温暖化防止活動推進センター」の機能の充実を図りながら、道民・事業者に対する普及啓発や活動支援を積極的に推進する。</li> </ul> </li> </ul>

### 2 北海道地球温暖化対策推進計画（第2次計画）

北海道地球温暖化防止計画の期間は、2012年度まででしたが、地球温暖化は地球規模の深刻な問題であり、早期に解決すべき喫緊の課題であるとともに、温暖化対策推進法改正や北海道地球温暖化防止対策条例の制定により、地球温暖化対策に関する計画の策定が義務づけられたことから、同計画を全面改定し、温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、北海道地球温暖化対策推進計画を策定し、3つの重点施策に取り組み、地球温暖化対策を推進してきました。

**表 北海道地球温暖化対策推進計画の概要**

策定年月	2010年5月（2014年12月 削減目標の改定）
目標年次	2020年度
主な目標値	削減シナリオの取組によって、本道の温室効果ガス排出量を、基準年の1990年度から7.0%（2005年度比では17.5%）削減する。
対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等（HFC、PFC、SF <sub>6</sub> ）
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化を防止するためには、道民一人ひとりが日常生活や職場での温室効果ガス削減に向けた意識改革と身近で地道な取組が重要となる。このため、道民一人ひとりの意識改革に取り組み、低炭素型社会の実現に向けて、地球温暖化防止行動を促進し、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図る。</li> </ul> </li> <li>○ 地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国と比較して化石燃料への依存度が高いことから、温室効果ガスの排出削減など地球温暖化を防止するため、地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等を進める。</li> </ul> </li> <li>○ 二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全等の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化防止に積極的に貢献するため、二酸化炭素吸収源として、全国の約4分の1を占める森林の整備・保全を進める。</li> </ul> </li> </ul>

# 温室効果ガス排出量等の算出方法

種類	部門	区分	算定方法の概要	
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源	産業	製造業	都道府県別エネルギー消費統計から道内の製造業排出量値
			農林水産業	都道府県別エネルギー消費統計から道内の農林水産業排出量値
			鉱業・建設業	都道府県別エネルギー消費統計から道内の鉱業・建設業排出量値
		家庭		(家庭における燃料・電力消費量) × (排出係数)
		業務その他		温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度データ、総合エネルギー消費統計、経済センサス基礎調査データから推計
		運輸	自動車	(道内を走行する自動車の燃料消費量) × (排出係数)
			鉄道	(道内を運行する鉄道における燃料・電力消費量) × (排出係数)
			船舶	(船舶における燃料消費量) × (海上出入貨物総トン数の全国比) × (排出係数)
			航空機	(道内空港における航空機への燃料供給量) × (排出係数)
	エネルギー転換	電気事業	「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度」データの積み上げ	
		ガス事業		
		石油石炭製品		
	非エネルギー起源	一般廃棄物	(一般廃棄物の焼却処理量) × (排出係数)	
産業廃棄物		(産業廃棄物の焼却処理量) × (排出係数)		
セメント業		(セメント製造時の石灰石消費量) × (排出係数)		
鉄鋼業		(鉄鋼生産時の石灰石消費量) × (排出係数)		
メタン (CH <sub>4</sub> )	燃料の燃焼		(全国値) × (NO <sub>x</sub> 排出量の全国比)	
	農業	稲作	(道内の水稲作付面積) × (排出係数)	
		家畜の腸内発酵	(道内家畜(牛・馬・めん羊・山羊・豚)の飼養頭数) × (排出係数)	
		家畜のふん尿処理	(道内家畜(牛・馬・めん羊・山羊・鶏、豚)の飼養頭数) × (排出係数)	
		農業廃棄物の焼却	(稲わら及び籾から焼却量) × (排出係数)	
	燃料からの漏出	鉱業(石炭採掘)	(全国値から案分した道内の石炭採掘量) × (排出係数)	
		都市ガスの生産	(天然ガス生産量) × (排出係数)	
	廃棄物	廃棄物の埋立処分	(一般廃棄物の直接埋立量) × (排出係数)	
		下水処理	(下水発生汚泥量) × (排出係数)	
		廃棄物の焼却	(一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却処理量) × (排出係数)	
	工業プロセス	カーボンブラック等化学製品の製造	(製造品製造量) × (排出係数)	
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	燃料の燃焼・漏出		(全国値) × (NO <sub>x</sub> 排出量の全国比)	
	麻酔剤の使用		(全国値) × (人口比)	
	農業	家畜のふん尿の処理	(家畜(牛・豚・鶏)の飼養頭数) × (排出係数)	
		畑作での肥料使用	(窒素系肥料量) × (排出係数) × (作付(栽培)延べ面積の全国比)	
		農業廃棄物の焼却	(稲わら及び籾から焼却量) × (排出係数)	
廃棄物	廃棄物の焼却	(一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却処理量) × (排出係数)		
代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン(HFC)		(全国値) × (関連製品出荷額、自動車保有台数、世帯数、人口の全国比)	
	パーフルオロカーボン(PFC)		(全国値) × (関連製品出荷額の全国比)	
	六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )		(全国値) × (関連製品出荷額の全国比、変電所数の全国比)	
	三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )		(全国値) × (関連製品出荷額の全国比)	
吸収量	森林		「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」データの積み上げ	
	農地土壌			
	都市緑化			

※ 根拠データが入手できなくなった場合などにおいては、データの継続性をなどを考慮したうえで、適宜算定方法を見直します。

# 削減目標の算出方法

ガス	起源	部門	項目及び算出方法	削減量	上積み分 (参考)	
二酸化炭素	エネルギー起源	産業部門	北海道省エネ・新エネ促進行動計画における省エネの目標達成分 (エネルギー消費原単位の成果指標から算出した削減見込量)	368	139	
			再生可能エネルギーの導入による削減目標達成分 (再エネ導入目標から算出した削減見込量) × (4部門の排出量のうち産業部門の排出量の割合)	275	42	
			小計	643	181	
			業務その他	北海道省エネ・新エネ促進行動計画における省エネの目標達成分 (エネルギー消費原単位の成果指標から算出した削減見込量)	297	119
				再生可能エネルギーの導入による削減目標達成分 (再エネ導入目標から算出した削減見込量) × (4部門の排出量のうち業務その他部門の排出量の割合)	134	17
				小計	431	136
		家庭部門	北海道省エネ・新エネ促進行動計画における省エネの目標達成分 (エネルギー消費原単位の成果指標から算出した削減見込量)	516	130	
			再生可能エネルギーの導入による削減目標達成分 (再エネ導入目標から算出した削減見込量) × (4部門の排出量のうち家庭部門の排出量の割合)	202	22	
		小計	718	152		
		運輸部門	北海道省エネ・新エネ促進行動計画における省エネの目標達成分 (エネルギー消費原単位の成果指標から算出した削減見込量)	353	73	
		小計	353	73		
		エネルギー転換部門	北海道省エネ・新エネ促進行動計画における省エネの目標達成分 (エネルギー消費原単位の成果指標から算出した削減見込量)	62	22	
			再生可能エネルギーの導入による削減目標達成分 (再エネ導入目標から算出した削減見込量) × (4部門の排出量のうちエネルギー転換部門の排出量の割合)	47	7	
		小計	109	29		
		計	2,254	571		
非エネルギー起源	二酸化炭素	混合セメントの利用拡大 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の混合セメント販売高の割合)	2	0		
		バイオマスプラスチックの普及 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の人口の割合)	12	0		
		廃棄物焼却量の削減 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道のプラスチック焼却量の割合)	25	18		
		計	39	18		
計	2,293	589				
メタン	農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の田作付面積の割合)	19	1			
	廃棄物最終処分量の削減 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の有機性の一般廃棄物の最終処分量の割合)	24	1			
	廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の同構造処分場における埋立量及び安定型5品目を除く最終処分量の割合)	2	0			
	計	45	2			
一酸化二窒素	農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の田畑面積の割合)	23	18			
	下水污泥焼却施設における燃焼の高度化等 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の下水道年間処理水量の割合)	16	9			
	計	39	27			
代替フロン類	フロン(ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP化の推進) (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道のフロン排出量の割合)	16	8			
	フロン(業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止) (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道のフロン排出量の割合)	24	9			
	フロン(業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進) (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道のフロン排出量の割合)	20	9			
	フロン(産業界の自主的な取組の推進) (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道のフロン排出量の割合)	1	1			
	計	62	27			
吸収源対策	森林吸収源対策により確保する吸収量 ※北海道森林吸収源対策推進計画目標値 (道独自の対策の効果を反映した2030年度の森林資源量予測から吸収量を算定)	850	370			
	農地土壌炭素吸収源対策により確保する吸収量 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の農地土壌炭素吸収量の割合)	276	15			
	都市緑化等の推進により確保する吸収量 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の都市緑化等の推進による吸収量の割合)	16	0			
	計	1,142	385			
合計	3,581	1,030				

※ 端数処理の関係上、数値は合計に一致しない場合があります。  
 ※「国の計画」：地球温暖化対策計画(令和3年10月)  
 ※「4部門」：産業部門、業務その他部門、家庭部門、エネルギー転換部門

# 北海道地球温暖化防止対策条例の概要

【背景】 2008年に開催された北海道洞爺湖サミットでは、温室効果ガス削減に係る長期目標を達成するため、世界全体で地球温暖化防止に取り組む必要があるとの認識で合意し、国際社会の協調により対策をすすめることが極めて重要であることが、世界の国々の人類一人ひとりに提示された。

このサミット開催を契機として、世界自然遺産・知床をはじめとする豊かな環境を有する本道から、環境に調和した持続可能な発展を可能とする社会の実現を目指し、地球温暖化防止に積極的に貢献する必要がある。

## 【条例の目的】 (第1条)

地球温暖化の防止について、道、事業者、道民の責務などを明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策の更なる推進を図ることをもって、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保と人類の福祉に寄与する。

## 【道の責務】(第3条)

- ・地球温暖化防止対策の策定・実施
- ・市町村や事業者、道民との連携・協働
- ・市町村や事業者、道民、環境保全活動団体等への支援
- ・道自らの事務・事業に関する地球温暖化防止対策の率先実行

## 【事業者の責務】(第4条)

- ・事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制
- ・道の施策への協力

## 【道民の責務】(第5条)

- ・日常生活に伴う温室効果ガスの排出抑制
- ・道の施策への協力

## 【観光旅行者等の協力】 (第6条)

- ・温室効果ガスの排出抑制に協力

## 地球温暖化防止に向けた具体的な取組

### 【道による「地球温暖化対策推進計画」の策定等】(第8条～第11条)

- ◆推進計画による地球温暖化対策の総合的・計画的な推進
- ◆地球温暖化対策指針による道民・事業者等への排出抑制の方策
- ◆道が実施する温暖化防止施策の公表・評価

### 【事業活動に関する取組】(第12条～第15条)

- ◆事業者⇒温室効果ガスの排出抑制を図るための措置をとるよう努力義務
- ◆大規模エネルギー使用事業者⇒温室効果ガス排出削減に係る計画書・実績報告書の作成・提出⇒知事が公表

### 【再生可能エネルギーに関する取組】(第28条～第31条)

- ◆道⇒再生可能エネルギーの導入促進や情報提供
- ◆事業者・道民⇒再生可能エネルギーの利用推進への努力義務
- ◆大規模エネルギー供給事業者⇒再生可能エネルギー計画書・達成状況報告書の作成・提出⇒知事が公表

### 【自動車使用に関する取組】(第18条～第21条)

- ◆道民⇒公共交通機関等の利用や適正な運転・アイドリングストップの実践等への努力義務
- ◆大規模駐車場の設置・管理者⇒アイドリングストップを促す周知
- ◆自動車販売業者⇒新車を購入手続きをする人に対し、性能情報の説明（レンタカー業者⇒同様の説明の努力義務）

### 【森林保全等の取組】(第32条)

- ◆事業者・道民⇒森林保全及び整備、道産材の利用推進への努力義務
- ◆道⇒情報提供その他の措置

### 【機械器具使用に関する取組】(第22条・第23条)

- ◆温室効果ガスの排出の量の少ない機械器具の使用などへの努力義務
- ◆機械器具販売業者⇒器具を購入手続きをする人に対し、省エネルギー性能情報の表示と説明

### 【啓発・広報に関する取組】(第33条～第34条)

- ◆道⇒温暖化防止に関する情報提供、学習機会の創出などの必要な措置
- ◆事業者⇒従業員に対する理解の促進への努力義務
- ◆「北海道クールアース・デイ」の制定⇒温暖化防止の取組を集中的に実施

### 【建築物の新增築に関する取組】(第24条～第27条)

- ◆建築主⇒建築物へのエネルギー使用の合理化などへの努力義務
- ◆大規模建築物の新增築等を行うとする建築主⇒新增築時における建築物環境配慮計画書等の作成・提出⇒知事が公表

### 【その他の取組等】

- ◆行事・催し物等における環境配慮の取組の促進(第7条)
- ◆地球温暖化防止行動の促進や行動への支援(第16条)
- ◆環境物品等の購入等の促進(第17条)
- ◆冬期・夏期における取組の推進(第35条・第36条)
- ◆地産地消の推進(第37条)
- ◆顕彰、指導、助言、報告等の提出、勧告、公表(第38条～第42条)

継続的な取組による低炭素社会の実現

# 北海道気候変動適応計画の概要

## 1 計画策定の背景、趣旨等

### (1)策定の趣旨

- ・地球温暖化対策を進めていく上では、温室効果ガスの排出抑制を行う「緩和」の取組と、気候変動の影響に対して被害を回避・軽減する「適応」の取組が必要。
- ・このため、2018年12月に施行された「気候変動適応法」の趣旨を踏まえ、地域特性や社会情勢の変化などに応じて「適応」の取組を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。



### (2)計画の位置付け

- ・「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」
- ・「北海道環境基本計画」の個別計画
- ・「持続可能な開発目標（SDGs）」に掲げる「目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」などの達成にも資するもの

### (3)計画期間

- ・概ね5年とし、国の動向等を勘案して必要に応じて見直しを行う。

## 2 気候の長期変化と将来見通し

- ・札幌管区気象台が公表した「北海道の気候変化」（2017年3月）及び「北海道地球温暖化予測情報」（2019年3月）を基に整理

これまでの長期変化	将来見通し（21世紀末）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○平均気温はおおよそ1.6<sup>3</sup>℃上昇</li> <li>○冬日・真冬日の日数が減少</li> <li>○年降水量の大きな変化はない</li> <li>○日降水量50mm以上及び70mm以上の年間日数が増加傾向</li> <li>○最深積雪量が減少傾向</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平均気温は20世紀末を基準に5℃程度上昇</li> <li>○夏日は約52日/年増加、冬日は約58日/年減少</li> <li>○年降水量は概ね10%増加</li> <li>○大雨や短時間強雨の頻度が増加</li> <li>○年降雪量は各地域で減少</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 3 気候変動による影響

- ・国の報告書等を基に、本道で予測される影響等を整理

農業	小麦など一部作物の品質の低下、病害虫の発生増加や分布域の拡大
水産業	ブリなどの分布・回遊域の変化、シロザケの生息域減少
自然生態系	高山帯等植物の分布適域の変化や縮小、エゾシカ等の分布拡大
自然災害	洪水をもたらす大雨事象の増加、海面上昇の発生
健康	熱中症搬送者の増加、節足動物媒介感染症のリスク増加
その他	自然資源を活用したレジャーへの影響、ライフラインへの影響

#### 4 適応の推進方策

##### (1)適応の取組に関する基本方向

- ア 本道の強みを活かす適応の取組の推進
- ・本道の地域特性等を踏まえ、次の4分野について重点的な取組を推進
  - ・道の政策分野に「適応」の視点を組み込み、関係部局が連携した取組を推進

分野	主な取組の視点
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広大な大地や豊かな海にもたらされる資源を有効活用した、安全で安心な食料供給</li> <li>・自然資源を活用した観光業の振興</li> </ul>
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然環境の適切な保全と多様な機能の防災・減災への活用</li> </ul>
自然災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の地理的特性等を踏まえた災害に強い地域づくり</li> </ul>
生活・健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道民の生命や生活の確保</li> <li>・災害に強い交通基盤の整備</li> </ul>

- イ 情報や知見の収集と適応策の検討
- ・国や関係機関と連携して、適応に関する最新の情報を収集し、これを踏まえて適応策を検討
- ウ 道民や事業者等の理解の促進
- ・対象者や事業種別を踏まえた普及啓発、市町村への情報提供の実施
  - ・事業活動における「気候リスク管理」や、新たなビジネス機会として捉える「適応ビジネス」の取組の促進
- エ 推進体制の充実・強化
- ・法に基づく「地域気候変動適応センター」機能の確保について検討
  - ・庁内組織である「北海道地球温暖化対策推進本部」を活用した適応策の展開

##### (2)各主体の役割

区分	役割
道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定や地域気候変動適応センター機能の確保に係る検討</li> <li>・関係者と連携・協働した取組の推進</li> <li>・道民や事業者等の取組促進に向けた普及啓発の実施 など</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「気候リスク管理」の取組の推進</li> <li>・「適応ビジネス」の展開 など</li> </ul>
道民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「適応」への理解と関心を深め、自ら実践</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域内の「適応」の取組の推進</li> </ul>
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道民に「適応」の取組を広める活動</li> </ul>

##### (3)計画の進捗管理

- ・国における検討結果を踏まえ、本計画における進捗状況の把握・評価手法を検討
- ・当面は、4つの基本方向に関連する施策等について、定期的に状況等を把握し、取りまとめ



# 北海道水素社会実現戦略ビジョン（改定版）の概要

（趣旨）

- ・ 中長期的な視点から本道全体の水素社会のあり方を示すビジョンを 2016 年に策定。
- ・ 道内における取組の進展、国の政策動向などを踏まえ、2020 年 3 月に改定。

（目標年次）

- ・ 2016 年度～2040 年度頃

## 1 基本的な考え方

【背景】

◀国の政策動向▶

- ◆ 水素基本戦略（2017 年 12 月策定）
  - ・ 将来目指すべき姿、官民が共有すべき方向性を規定
- ◆ 水素・燃料電池戦略ロードマップ（2019 年 3 月大幅改定）
  - ・ 基本戦略に掲げた目標実現のため、目指すべきターゲットを新たに設定

◀北海道の抱える課題▶

- ◆ CO<sub>2</sub> 排出量削減
- ◆ 再生可能エネルギーの活用
- ◆ 緊急時における電気・熱の確保

◀北海道の優位性▶

- ◆ 豊富な再生可能エネルギー（全国トップクラスのポテンシャル）
- ◆ 水素関連技術の開発・実証
- ◆ 事業化に適した立地環境

【目指す姿】

◎ 脱炭素社会、地球温暖化対策

- ◆ あらゆる分野で水素への理解・利用が進み、GHG が大幅に削減

◎ BCP 対策、国土強靱化

- ◆ 地域内で製造・備蓄された水素で災害時に生活・産業が継続可能

◎ エネルギーの地産地消

- ◆ 再エネで製造された水素が地域に安全・安価・安定的に供給

◎ 地域経済循環

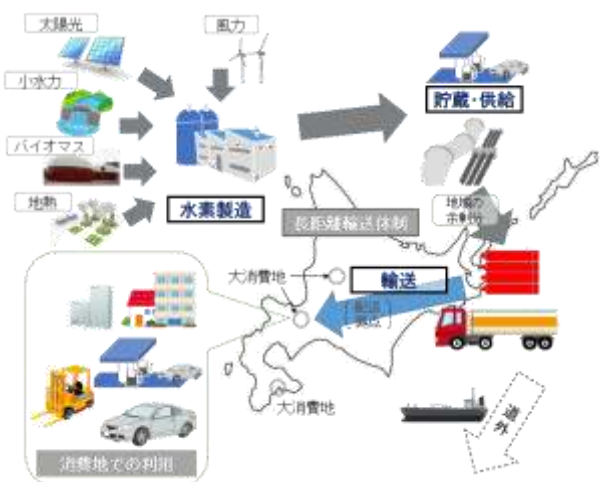
- ◆ 化石燃料の移入が減り、域際収支が改善

◎ 環境産業の育成・振興

- ◆ 道内の水素関連産業が振興され、地域経済が活性化

## 2 施策の展開(3本柱)

- ◎ 地産地消を基本とした水素サプライチェーンの構築
- ◎ 脱炭素で安全・安心な地域づくり
- ◎ 環境産業の育成・振興



【サプライチェーン広域展開イメージ】



【2040 年度頃のサプライチェーンのイメージ】

## 3 ビジョンの推進

- 関連企業・団体・市町村との連携
- 「水素サプライチェーン構築ロードマップ」による具体的な取組の着実な推進